

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	1

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

項目	1. 環境影響評価全般
意見の内容	実施者の見解
(1) 選手村では、オリンピックビレッジプラザや輸送モール、メインダイニングホール等数多くの仮設工作物が計画され、これらの建設・解体に伴う影響が予想されることから、今後、仮設工作物の計画が具体化した時点で、環境影響評価を実施すること。	(1) 評価書案では、「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」のうち、大会期間中に宿泊施設として一時使用する施設を対象に環境影響評価を実施しました。 仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。
(2) 本事業の実施により設置される住宅棟や道路、公園等を適切に配置し、計画地近傍に整備される学校の教育環境が良好なものとなるよう配慮すること。 また、事業計画地周辺は、道路、住宅、保育園、幼稚園等が新設されることがあるため、環境影響評価に当たっては常に最新の情報を基に行うこと。	(2) 「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」においては、住宅棟、道路や公園等を適切に配置し、周辺の学校環境が良好なものとなるよう配慮していきます。 また、仮設施設については、大会後に撤去する予定であり、学校の教育環境には影響を及ぼさないと考えております。評価書の作成に当たっては、計画地周辺の道路、住宅、保育園、幼稚園等についてできる限り最新の情報を収集し、予測・評価に反映していきます。
(3) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、本事業の進捗状況にあわせて関係者に対する事前説明を行うとともに、地域住民に対しても丁寧な説明を行うこと。	(3) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、地域住民の方に対して説明を行いながら進めます。また、事業の実施に当たっては、工事説明会等を開催し、工事の内容等について説明するなど情報提供に努め、地元の皆様の御協力を頂きながら、事業を進めていきます。
(4) 工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。	(4) 問合せや相談等に対する受付窓口などを設けることにより、工事関係者が連携してできる限り速やかに対応していきます。
(5) 仮設工作物の建設・解体工事や大会運営計画が具体化してから環境影響評価を行うものとしている項目については、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として実施される工事の影響も加味した環境影響評価を行うこと。	(5) 仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」の施工計画も踏まえ、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。

項目	2. 施工計画	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 工事用車両による晴海地区、月島地区などの道路上における待機駐車がないように努めること。		(1) 工事の実施に当たっては、関係機関と協議するほか、施工業者に対する指導を徹底し、道路上における待機駐車防止に努めていきます。
(2) 本事業で多くの棟が同時並行で建設されるだけでなく、周辺地域においても同時期に多くの工事が実施されることから、工事用車両の集中を防いで平準化するなど地域住民等への交通利便に係る影響が極力小さくなるように調整を図ること。		(2) 工事の実施に当たっては、工事の平準化や、周辺の大規模開発事業者との調整等により、工事用車両の集中を防いで地域住民等への交通利便に係る影響ができる限り小さくなるように努めていきます。
(3) 工事用車両の走行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全を確保すること。		(3) 工事用車両の走行ルートについては、施工業者が決定し、詳細な施工計画を作成する中で、関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めていきます。
(4) 晴海地区や幹線道路沿道には教育施設等が多いので、工事用車両は法定速度及び規制速度を遵守し、車両走行に係る環境及び安全の確保に努めること。		(4) 工事の実施に当たっては、施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の法定速度及び規制速度を遵守させるとともに、工事車両の出入り等については交通整理員の配置を行い車両走行に係る環境及び安全の確保に努めていきます。
(5) 工事施工中、船舶輸送の積極的な拡大利用を図るように努めること。		(5) 工事の実施に当たっては、関係機関と調整の上、輸送に利用できる空間の検討や周辺工事との整合、工事の経済性や合理性等について精査し、海上輸送の可能性を含め総合的に検討していきます。

項目	3. 温室効果ガス・エネルギー	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 「中央区エコタウン構想—晴海地区—（平成24年8月）」において、先進的エネルギー地区の形成を図るため、中央清掃工場の排熱利用や再生可能エネルギー等を活用することから、未利用エネルギー等の積極的な活用に努めること。		(1) 再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けて、今後、地元区等と協議しながら計画策定段階から検討を進めていきます。

項目	4. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 開発交通量の増加に伴い、周辺の交通渋滞が懸念されるので、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めるとともに、晴海地区及びその周辺の交通環境の改善を図るため、BRT（バス高速輸送システム）の早期運行開始に向けた積極的な取り組みや地域内交通の充実を図ること。		(1) 交通については、都は、都心から勝どきを経由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。

項目	5. 交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 大会開催中を中心として、セキュリティエリアの設置やオリンピック・レーン及びオリンピック・プライオリティルートの設定等大規模な交通規制の実施による交通流の大幅な変化が予想されることから、今後、大会運営計画が具体化した時点で、開催中の大会の運営における交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全についても環境影響評価を実施すること。		(1) 仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。 大会開催中の交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全についても、交通規制の実施による交通流の変化の程度を勘案し検討する予定です。

項 目	6. その他	
意見の内容		実施者の見解
<p>(1) 晴海地区においては、今後、大規模な再開発事業等が計画されていることから、人口増加に伴う自転車利用者の増加が見込まれる。そのため、最寄駅である勝どき駅へのアクセス経路である晴海通りにおいて歩行者・自転車の錯綜が予想されるので、自転車道の整備を含めた対応を実施すること。</p>	<p>(1) 「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」においては、自転車の安全で快適な走行空間を確保するため、広幅員道路に自転車走行空間を設けることを計画しています。その他の道路については、今後、関係機関との協議・調整の上、必要に応じて自転車走行空間を設けることを検討します。</p>	

